



むらたまち 議会だより

Vol. **81**

2012.2.1.

The Murata Town Council Newsletter



“菅の芽神楽” 伝統芸能を引き継ぐ菅生地区の児童

平成23年12月定例会…2

ズバリ! 町政を問う【一般質問 9人】

… 6 他

定例会

日～16日

決 議 21案件を

平成23年 第7回 定例会

12月定例会は、14日から16日までの3日間にわたり開催されました。

この定例会では、議案として条例の一部改正が5件、大河原町外1市2町保健医療組合規約の変更が1件、平成23年度一般会計補正予算及び各種特別会計の補正予算3件、指定管理者の指定が5件、工事請負契約の締結について5件、監査委員の選任同意1件の審議を行いました。

審議の結果、いずれの案件も原案の通り可決決定されました。

また、9人の議員が一般質問を行い、町執行部の見解を質しました。

案 例

■議会の議員報酬及び費用弁償等の支給に関する条例の一部を改正する条例

人事院の勧告にかんがみ、議員報酬の金額を減額するもの。

【討論なし・原案可決】

■特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

スポーツ基本法が施行されたことに伴い、これまでの体育指導委員がスポーツ推進委員として規定されたことによる改正。

【討論なし・原案可決】

■特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

人事院の勧告を地方公務員法第14条の情勢適応の原則に基づき適用し、町長及び副町長の給料の額を行政職給料表の管理職層の引下げ率（△0・5％）を踏まえ減額するもの。

【討論なし・原案可決】

■教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

人事院の勧告を地方公務員法第14条の情勢適応の原則に基づき適用し、教育長の給料の額を行政職給料表の管理職層の引き下げ率（△0・5％）を踏まえ減額するもの。

【討論なし・原案可決】

■村田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

人事院の勧告を地方公務員法第14条の情勢適応の原則に基づき適用し、40歳代以上の職員の給料月額額の引き下げ改正並びに55歳を超える職員の給与の抑制措置を講ずるもの。

問 今回の改正で、どれくらいの額が削減されるのか。

答 平成24年1月1日から施行されるため、影響がでるのは3か月間である。

40歳代以上の対象者総数は48人で、約20万3千円が給料において削減される。

「反対討論」 高橋 勝議員

政府は国家公務員一般職の賃金を2014年まで3年間、5～10％削減する「給与法改正案」を閣議決定した。

国家公務員の賃金は人事院勧告という順序をふまえて閣議決定し、国会に法案を提出する制度になっている。

政府自ら勧告制度を踏みにじり、復興の最前線にたっている公務員の労苦に報いるのになぜ賃下げなのか、今やるべきことは被災者本位の復興に向けて職員の緊急増員を含む行政体制の強化であり、地域経済にも影響を与え、震災復興にも景気回復にもマイナスであり給与削減は見送るべきであり反対する。

【起立採決・賛成9 反対4 賛成多数 原案可決】

大河原町外1市2町保健医療組合 規約変更

■大河原町外1市2町保健医療組合規約の全部変更について

大河原町外1市2町保健医療組合が経営する病院事業について、地方公営企業法の全部を適用させるため組合規約の全部を変更するもの。

問 みやぎ県南中核病院は県南の地域医療全体からみた位置付けはどうなっているのか。

答 宮城県では県内を7つの医療圏に分け、その仙南医療圏の中に中核病院と公立刈田病院がある。中核病院将来計画、自治体病院改革ガイドライン、病院の再編再生プランをもとに、腫瘍センター、救急救命センターの高次医療を仙南地域内で完結することを目指している。

問 公立刈田病院と中核病院が客観的にうまくいっていないような印象を受けるが、町民に対する説明はどうするのか。

答 お互いの病院が、同じ診療を目指すということではなく、それぞれの医療機能の分担、医療情報の共有化を図るなど計画していく。町民への説明については、病院の体制や役割が変わることはないが、病院の

インターネットによる議会中継が開始されました

12月

12月14



12月定例会より、インターネットによる議会ライブ中継が開始され、本会議の様子を視聴することができるようになりました。
(3月定例会での視聴方法は裏表紙をごらんください。)

方から医療圏住民に対してお知らせしていく。

問 中核病院を全適(※)にする、企業団長に全て委任となる。今までは、町長が町民の民意を反映してきた。今後、町民の民意が反映されるかどうか危惧するが見解を問う。

※全適：地方公営企業法を全部適用すること。

答 全適の規約をまとめるに当たり、正副管理者の中에서도一番の議論になった。今までどおり民意を反映して運営する。

問 全適に変わることによって、村田診療所の運営が継続することができるのか。

答 村田診療所の運営については、内科、外科2名の医師で診療体制を継続するということが確認をしている。

「反対討論」 高橋 勝 議員

仙南地域医療全体から見て中核病院が果たす緊急医療、第三次医療の位置事態反対ではないが、経営的に見てどうなのか、原価償却費が含まれず、今回の提起は町民の意見や声を聞いての提起ではなく、町民の声を聞いてから提案すべきであり反対する。

【起立採決・賛成10 反対3
賛成多数 原案可決】

指定管理者の指定

■指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、町が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定をするもの。

▼指定管理者が管理する施設

①村田町物産交流センター

②村田町野外活動センター

③姥ヶ懐民話の里 ふるさと
おとぎ苑

▼指定管理者に指定する団体

3施設とも、財団法人村田町ふるさとリフレッシュセンター

代表者 理事長 小川隆秀

▼平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

問 姥ヶ懐民話の里ふるさと
おとぎ苑は町の観光コース
であるが、水車が故障したまま
放置状態。今後の対策を問う。

答 水車は故障のため稼動して
いない。また、伝承館な
ども本格的に手を加えなくては
ならない時期にきている。町の
産業、観光ということ、十分
力を入れて取り組んでいく。

問 民間活力を利用するとい
うことで、公募により指定
管理者を選定すべきではないか。

【討論なし・原案可決】

答 野外活動センター、姥ヶ
懐民話の里、物産交流セン
ターなどの施設を維持管理する
ということ、町が100%出
資で財団法人ふるさとリフレッ
シュセンターを設立。平成18年
より、その経過から財団を管理
者に指定をしている。その後、
公募という話も議論されており
財団のあり方も含め、今後検討
することになっている。

【討論なし・原案可決】



▼指定管理者が管理する施設

④村田町デイサービスセンター

▼指定管理者に指定する団体

社会福祉法人 柏松会

代表者 理事長 早坂椰子

▼平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

【討論なし・原案可決】



▼指定管理者が管理する施設

⑤村田町老人憩の家

▼指定管理者に指定する団体

社会福祉法人

村田町社会福祉協議会

代表者 会長 丹羽智道

▼平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

【討論なし・原案可決】



こんなことが決定されました。

補正予算

■平成23年度村田町一般会計補正予算(第7号)
総額74億958万5千円

今回の補正は、主に人事院勧告を勘案した条例改正に伴う人件費及び人事異動等の新陳代謝による人件費の精査、平成23年9月21日に発生した台風15号により被災した公共土木施設災害復旧経費等を措置するための補正として5千115万8千円を追加した。

一般会計補正 質疑

問 人事異動等の新陳代謝による人件費の精査という意味は。

答 当初予算における人件費は1月1日を基準に編成しているが、その後の退職者、新規採用、昇給、課の異動等の状況を新陳代謝と表現している。今般の補正はこれらを総合的に調整する内容となっている。

問 人件費における管理職手当の増額理由は。

答 以前は給料月額額の10%、15%で推移していたが、国

が定額制に切り替え、村田町においても定額制とした。しかし、当時の財政難を乗り越えるため国の基準から50%以上の減額になっていた。そこで今般、国の基準及び近隣自治体の状況を勘案の上支給額を改正し、これに基づき増額補正するものである。

問 町長、副町長の給与内訳について具体的に説明願う。

答 4月から8月までは、30%の減額で、9月から12月までは30%を減額しない通常の給料になる。1月からは町長が4千円減、副町長が3千円減の支給になる。

問 行財政改革の現状と照合して職員数は適正か。

答 集中改革プランの削減目標は既に達成したが、これ以上の削減は執務環境に影響するため、行財政改革の精神を堅持しつつ、退職者補充で体制を維持したい。

問 財産管理費の工事請負費340万7千円の内容は。

答 東日本大震災により被災した村田診療所の下水道復旧工事費である。

問 すこやか出生祝い金を、昨年は16人に支給しているが、今年は何人見込めるのか。

答 10月まで9人、今後10人見込まれる。

問 児童館費の備品購入費で156万1千円の使途は。

答 児童館と子育てセンターの移転計画に伴う備品購入経費である。

問 民生委員の補償制度はどうなっているのか。

答 町の非常勤職員の補償に基づくことになる。

問 災害救助費の中で修繕料780万円と貸付金750万円の内容は。

答 双方とも東日本大震災に関連するものであるが、修繕料は、災害救助法に基づく住宅応急修理事業費である。既に30件分を予算措置したが、今回15件分を追加した。
貸付金は、災害援護資金の貸付制度に基づく申請に対応するものである。

問 町民の健康づくりをどのように推進していくのか。

答 毎年9月に国保対象者の方に健診を受けていただき、健康意識の高揚に努めるとともに、健診結果に基づき、個別に生活習慣病にならないような対策を考えていく。

問 公共土木施設災害復旧費の工事請負費3千45万5千円の内訳は。

答 既に9月定例会において台風15号の災害復旧経費を措置したが、その後、河川、道路各1箇所被災が新たに確認されたため追加補正するものである。

問 災害復旧箇所は、台風15号の災害も含めて100箇所以上となるが、発注については、今年度契約すれば起債がほぼ満額借りられるが、2・3年と進んでいくと町の一般財源が持ち出しになる。これについてどのように考えているのか。

答 箇所をある程度集約して工事を発注し、できる限り年度内契約に努め、契約繰越として進めていきたい。

「反対討論」高橋 典久 議員

町長は「給与30%削減」を元に戻してもマニフェスト違反にはならないとしているが、役場のトップが、そんなモラルの低い無責任なことでは、役場と町民との信頼関係は成り立たない。よって、平成23年度村田町一般会計補正予算(第7号)に反対するものである。

【起立採決・賛成10 反対3

賛成多数 原案可決】

12月定例会

12月14日～16日

■平成23年度村田町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第2号)

保険給付費の増額及び過年度の療養給付費精査に伴う返還金等の経費を措置し、補正額は4千960万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億5千334万6千円とするもの。

【反対討論】高橋 典久 議員

平成22年度に大幅な増税をした。県内最悪である。にもかかわらず、平成24年度は「絶対増税しない」とも断言できない。おまけに「町長の給与30%削減」は元に戻すということまでしている。

よって、平成23年度村田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)に反対するものである。

【起立採決・賛成9 反対4

賛成多数 原案可決】

■平成23年度村田町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

保険給付費等の経費を措置し歳入歳出予算の総額を9億6千218万円とするもの。

【討論なし・原案可決】

■平成23年度村田町上水道事業会計補正予算(第4号)

収益的支出については、水道本管の漏水事故等に伴う修繕費

平成23年度各種会計予算補正額

(単位：千円)

会 計 名		補正前の額	補正額	補正後の額
一 般 会 計		7,358,427	51,158	7,409,585
特別会計	国民健康保険事業	1,303,738	49,608	1,353,346
	介護保険事業	957,764	4,416	962,180
企業会計	上水道事業(収益的支出)	505,688	9,612	515,300
	上水道事業(資本的支出)	289,066	1,018	290,084

等1千367万5千円の増、職員給与費406万3千円を減額し、既定予定額5億568万8千円に補正予定額961万2千円を追加し、5億1千530万円とするもの。

資本的支出については、給水車両の車庫建築費並びに国庫補助金返還金等を措置するため、101万8千円を追加し、総額2億9千8万4千円とするもの。

【討論なし・原案可決】

工事請負契約

■工事請負契約の締結について

①平成23年度都市計画街路沿足立幹線改良工事

▼契約の方法

条件付一般競争入札

▼施工場所 村田地内

▼契約金額

1億3千440万円

▼落札率

97・9%

▼契約の相手方

(株)大慎組

取締役社長 大沼 佑

②23災第11207号他2道路災害復旧工事

▼契約の方法

指名競争入札

▼施工場所 関場地内

▼契約金額 5千229万円

▼落札率

90・4%

▼契約の相手方

大沼舗設(株)

代表取締役 大沼 勝一

③23都災第2762号下水道災害復旧工事

▼契約の方法

指名競争入札

▼施工場所 村田地内

▼契約金額 9千870万円

▼落札率

99・4%

▼契約の相手方

(株)大慎組

取締役社長 大沼 佑

④23都災第2765号下水道災害復旧工事

▼契約の方法

指名競争入札

▼施工場所 小泉地内

▼契約金額 6千58万5千円

▼落札率

99・5%

▼契約の相手方

大西開発(株)

代表取締役 菅原 章

⑤平成23年度菅生地区農業集落排水施設災害復旧工事

(第1工区)

▼契約の方法

指名競争入札

▼施工場所 菅生地内

▼契約金額 6千426万円

▼落札率

96・9%

▼契約の相手方

門馬建設(株)

代表取締役 門馬 毅

【いずれも討論なし・原案可決】

人事(敬称略)

■村田町監査委員の選任について

任期満了に伴うもの。(再任)

住所 村田町大字沼辺

氏名 大久保 利治

【全会一致・同意】



町民と共有する新年度の予算編成を

太田 初美 議員

質問1 本町を取り巻く社会情勢は、東日本大震災の発生と景気低迷の長期化によって厳しい財政状況が増すものと思う。2012年度の予算編成はどのような編成方針に基づき、どのような施策に重点配分するの

答弁1 東日本大震災により本町も甚大な被害を受けた災害の復旧復興に取り組んできた。その財源捻出に多額の財政調整基金を取り崩しての対応であり、本町の財政状況は従来に増して厳しいものとなった。これらを踏まえ、震災の復旧復興及び放射能対策など最優先で取り組むために、歳入に見合った歳出予算が基本方針で、従来からの継続事業については引き続き実施し協働のまちづくりを推進していく。

質問2 大震災発生から9カ月が経過し道路関連や上下水道など災害復旧工事の進捗状況を問う。また、東日本大震災直後、給水体制、避難所の開設、ライフラインの復旧見通しの情報、住民に伝わらないなどの課題がでた。諸課題解決のため、どのように緊急時の備えに対する改善策を構築していくのか問う。

め、どのように緊急時の備えに対する改善策を構築していくのか問う。

答弁2 震災の復旧進捗については土木施設の災害査定は103カ所、下水道施設は16工区、上水道施設の西原配水ポンプ場などが査定終了。今後は土木施設を12月中に6割、年明けに4割、下水道施設は12月中に発注準備を進めている。震災の課題については、自助努力のあり様、共助のあり様、公助のあり様と時系列的に独自の役割を果たす必要性が不可欠と感じた。自主防災組織の育成を町全域に確立していきたい。

質問3 高田関場線についてはスピードを上げて取り組むべきだ。今後の改良工事の取り組み姿勢を問う。

答弁3 県道亘理村田線の改良工事と元関場橋の耐震補強工事が終了した。高田関場線については、昨年度から着手し、平成26年度に完了を目指したい。起点は小泉から本関場、亘理村田線までの接続であり、年度ごとの予算で進めて行く。

質問4 国保税で多額の減収が見込まれることは、国保会計の運営が心配される。ジェネリック医薬品の利用を高めることが医療費抑制に貢献すると思うが、当局の見解を問う。

答弁4 ジェネリック医薬品に切り替えると約1兆円削減できると厚労省は試算しているが、医療現場での安全性、信頼性、供給体制などが問題となつて利用を阻害している。国と薬品メーカーの取り組みが大きな問題だ。国の自治体への協力動向を見極めて行きたい。



後発医薬品で医療費抑制

ジェネリック医薬品が普及し、医療費抑制に貢献している。市医師会が、後発医薬品の普及を促進するため、医師会から医師に後発医薬品の普及を呼びかける。効果挙げ、導入3年。

2,900円～

市医師会

質問5 今回の震災で被害を受けた方々に対して、各種町税の減免を被害の程度に応じ実施している。減免措置の対象人数と各種町税の減収額を問う。

答弁5 減免措置の状況は町民税で51件、減免額は百万円。固定資産税は99件、減免額は350万円。国民健康保険税は47件、減免額は570万円。介護保険料は89件、減免額は210万円である。

ズバリ町政を問う

一般質問



本関場周辺の道路網整備を図れ！ 農業・農林を守れ！

柴崎俊信 議員

1. 本関場周辺の道路網整備について

車社会の発展により一世帯当たり保有台数も増加傾向にあり、それに伴い交通量も増大し、主要地方道亘理大河原川崎線においては朝夕のラッシュ時に数箇所交通渋滞が発生しております。

特に、本関場周辺と西町周辺は慢性化傾向にあり歩行者、自転車、安全に通行できる道路網整備と渋滞緩和策を講じなければならぬと考えます。

質問1 高田関場線の整備促進が望まれています、このまま延伸して当初計画のとおり主要地方道亘理大河原川崎線の中原周辺に接続するのか、また、主要地方道亘理村田線と接続するのか、基本的な考えを伺う。

答弁1 これまでの経過を踏まえ、本路線の整備の方向性をあらゆる角度からの検討を行い総合的に判断して参ります。

質問2 主要地方道亘理大河原川崎線と亘理村田線交差点周辺の整備促進に向け県と協議を進めるとしてい

ますが、町としてどのようなスタンスで臨んでいくのか伺う。

答弁2 町道高田関場線整備計画は、主要地方道亘理村田線と亘理大河原川崎線の交差点に接続する計画であります。荒川に架かる橋りょうについては、多額の経費が必要になることから、県による対応を協議してきましたが、県の対応が困難なため、あらゆる角度からの検討を行い総合的に判断して参ります。

質問3 町道高田関場線を昨年度は約90mほど整備改良しましたが、今後の整備改良計画を伺う。

答弁3 平成23年度は引続き、180mを改良する計画です。

質問4 元関場橋周辺の県道には歩道が設置されておられませんので歩行者は大変危険な状況にさらされています。住民は歩道設置を強く望んでいます。町としてどのように考えているのか伺う。

答弁4 主要地方道路亘理大河原川崎線整備促進期成同盟会で、毎年県に対して整備促進の要望を行って

ります。

村田町独自でも平成21年7月14日に、町長と議会長連名で要望を行いました。今後においても歩行者等の安全性確保に向けて、強く要望活動を行って参ります。

2. 農業にかかわる諸問題について

質問1 政府が環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への参加に向け各国と協議に入ると表明して以来、国内世論は賛成、反対と二分している状況であります。本町の基幹産業は農業であります。特に米作農家は致命的な打撃を受けることは間違いありません。

農業、農村を守るためにも参加すべきでないと考えますが町長の考えを伺う。

答弁1 TPP参加については、議員と考えを同じくするところですが、広く国民の理解が得られるまで十分な説明と時間をかけて検討することを関係機関と連携し、強く要望して参りたいと考えております。

質問2 9月の台風15号により本町の一級河川が氾濫して地域住民に不安を与え、

水田には土砂等が流入する被害が発生しました。

河床整備とともに、堤防のかさ上げ改修も必要かと思いますが具体的な内容について伺う。

答弁2 今回の事態を重く受け、あらためて11月7日に、河川管理者である大河原土木事務所長に直接、河川改修及び堆積土砂について早期改修の要望を行ったところです。

質問3 地区住民による春と秋の共同作業で農道の砂利敷きや堀上げ作業等で維持管理に努めておりますが機械の大型化や長年の浸食により、農道や排水水路の荒廃が進んでいます。

町として排水水路にU字溝などを入れて、農作業の軽減を図らなければならぬと考えますが町長の考えを伺う。

答弁3 水路の改修・改良を行う場合は、受益者負担も含め財政負担が生じて参りますので、国・県・受益者等関係機関と協議を図りながら、改修・改良箇所の優先順位の検討を行い、年次計画等により実施したいと考えております。



平成24年度予算の基本方針は？ 街路道路整備の重点化を図れ！ 震災の災害復旧を急げ！

遠藤 実 議員

1. 24年度予算編成の基本方針について

質問 東日本大震災後、町民の生活基盤の安定を確保することが急務で、復旧・復興に更なるスピードアップを図る必要がある。宮城県では24年度一般会計当初予算案の編成方針では過去最大で約1兆7千億円で23年度の2倍に膨らみ、復興事業費を約9千億円、通常の公共工事や重点施策は聖域なく圧縮される状況である。「国の第3次補正予算で一部の事業が前倒し実施されるが24年度で特別交付税や臨時財政対策債が手厚く措置されない限り財源不足を埋める方法はない」と国の財源対策に期待をする状況だが、本町においても同様の事態を懸念する。町長のマニフェストが町政運営の基本姿勢と思うが24年度予算編成でのマニフェスト実行の主要施策を問う。

また、編成の基本方針・当初予算における自主財源の状況、地方交付税等の歳入見通し、財政指標である実質公債費比率等の目標値についても問う。

答弁 東日本大震災がもたらした環境変化を踏まえ、健全財政の確立を今までの

上に推し進め、確かな財政運営に努める。予算編成に当たって、災害の復旧・復興・放射能対策など最優先で取り組み、効果的な住民サービスを行うために優先順位の厳しい選択で歳入に見合った歳出が予算の基本方針である。歳入の見通しは自主財源の要である町民税の減収が続いており今年度当初予算額ベースの確保は厳しい。地方交付税のうち普通交付税は現在地方財政計画が示されていないが、今後3か年は平成23年度の水準を確保するとされているが復興事業等の別枠加算等地方財政に影響を与える政策は不透明。22年度決算で地方債許可団体となる18%を下回ったが、引き続き

地方債残高の着実な減額を図っていく。これらを総合的に判断し絞込みを行い財源の効率的・重点配分でマニフェストを実行していくが、優先課題である「災害に強い町づくり」の実現に向け、財政状況を見据え実施していきたい。

追質問 幼稚園の保育延長に伴う人員確保は。

答弁 すでに保育士を含む3名の新規職員を確保。
追質問 地域乗合タクシー

導入のスケジュールは。
答弁 地域公共交通協議会の設立及び運営準備を進めている。

2. 東日本大震災の災害復旧状況について

質問 災害査定業務も終了し本格的な復旧工事に着手するとともに早急な現状回復を望んでいる。特に道路・下水道・西原配水池・学校施設の復旧スケジュールについて問う。

答弁 これまで公園・下水道・農業集落排水・西原配水池の6件は発注済で公共土木施設を12月中に6割、年明けに4割、下水道は12月中に全ての発注を準備、農業施設は全て年内復旧の予定、村田二小・二中の校舎等は年内発注の予定である。

3. 街路・道路整備の重点化について

質問 本町は、仙南での交通の要所としての有利性がある。主要地方道に接続する道路整備が未完なことから交通渋滞を引き起す等の課題がある。今回の震災の教訓を踏まえれば横断3路線（主要地方道石沼蔵王線、巨理村田線、巨理大河原川

崎線）の整備がある。隣接市町との広域連携が最も重要であり整備促進期成同盟会の運営充実を図り宮城県に協力に要請すべきと考えが町長に問う。また、町道高田関場線は平成4年に着手し一部水路付替え工事が14年まで進められたが以後7年間工事が中断されていた。22年度から改良工事が再開され早期の完成を願うものであるが延伸計画（巨理村田線なのか巨理大河原川崎線）を早急に示し、重点として取り組むべきと考ええるが町長の見解は。

答弁 休止状態にあった1市3町による岩沼蔵王線整備促進期成同盟会は平成19年度より再開し県土木部長、道路課長、仙台、大河原土木事務所長に構成市町長による要望会を実施、地元市町の熱意に理解が進んできている。町道高田関場線はこれまでの経過を踏まえ整備の方向性についてあらゆる角度から検討を行い総合的に判断する。

追質問 町道高田関場線が平成26年度完成予定であるが関連する町道関場線の改良計画は。
答弁 町道高田関場線の工事進捗に併せ計画策定する。

ズバリ町政を問う

一般質問



町長の所信表明について

高橋 勝 議員

町長は町政発展と安全・安心で心豊かな町民生活を実現することが課せられた使命であると決意し、今後の町政運営に当たった重要な視点として3点を掲げた。いずれも町民の立場で推進することを期待しながら、いま町民の不安は放射能汚染の問題である。

質問1 放射能除染問題について

放射性物質の除染対策を定めた特別措置法が来年1月に本格施行されるのを前に、環境省は県内の全市町村を対象に説明会を開き、一時間あたりの空間放射線量率0・23マイクロシーベルト（推定年間被ばく線量1ミリシーベルト）に達する地域の除染は国が全額財政支援を決めたが、村田町は年間被ばく量1ミリシーベルト以下だから基準外で対象にならないとすれば町独自で除染計画を立て、少なくとも子供たちが集まる場所全てで除染を実施すべきであると考えるがいかがか。

町長答弁

県内では福島県に近接する丸森町をはじめとする県南部と栗原、石巻市が除染区域の対象になっているが、本町においては文科省が6

月実施した空間線量が除染対象基準を下回っているため除染区域には当てはまらない状況にあり基準以下と考えれば一定の安心と捉えていただきたいものの、本年10月に実施した町内50地点における全体的な数値においても、国が示した基準数値を下回る低いものと認識しており町独自での除染は、現時点では特に必要とは考えていない。

追質問

町内50か所空間線量が国の基準下回っているとして、いるが問題は地面を測っているのか。

答弁

国が定めた基準では地面から50センチ〜1メートルとなっており、地面は測っていない。

追質問

どこでも問題になっているのは地面であり、今後地面の測定計画はあるのかどうか。

答弁

各施設については経過観察をしながらきつちりとした対応をしていく。

質問2 「住宅修繕工事補助金制度」について

住居に限定しているため住んでいない倉庫、蔵等が対象外になっているが、これらも対象にして補助すべきであると考えがどうか。

地震対策として木造住宅耐震診断の普及啓発を行うとともに、「改修工事が必要と診断された住宅」について助成を行い耐震改修の促進を図っていくと述べているが、「住宅リフォーム制度」に大幅な予算を計上し制度の充実を図るべきであると考えがどうか。

町長答弁

国が定めている被災者生活再建支援制度では支援の対象は「半壊以上」となっており、今回の震災では被害の程度が「住宅に一部損壊」で被災者支援制度の対象外となっている住宅がかなりの数になっているとおり、日常生活を送るための居住用住宅を対象としている。

「住宅リフォーム」制度については、現在、震災で必要な住宅が多数あるなか、町内の施行業者は注文に対応するのに苦慮している現状では、住宅の復旧、または耐震を優先して支援していく。

質問3 みんなで創るまちづくりの問題について

町民一人ひとりがまちづくりに参加する機会を増やし、地域のことは地域が主体的に決定していく「住民自治」のもと、地域主体の計画に対し予算等を進めるとしているが、今後の村田町の人口や年齢構成を考え、たとえ10年もすれば「住民自治」が成り立たない地域も出てくる可能性がある。

行政は具体的な方針を示し町民から意見を求めることが本来のあり方であると考えがどうか。

町長答弁

「協働のまちづくり」は町民と行政が、相互の理解と信頼のもとで目的を共有し、連携、協力しながら地域の課題を解決していくことであり、少子高齢化や厳しい財政事情など、行政を取り巻く環境は大きく変化しており、行政が担ってきた役割の全てを継続することは極めて困難な状況であり、まず着手すべきは各地域が抱える課題の把握であり住民の皆さんと話し合いを持ち、情報を共有するとともに、共通の理解を持つことから始めたいと考える。



県道岩沼蔵王線のトンネル整備事業の 早期着工のため万全をつくせ!

大沼克巳議員

I 村田町を通る道路事情について

本町において防災や復興を支える上での地域間交流、産業発展を図るには広域幹線道路の整備が不可欠である。宮城県では震災を踏まえ、主要地方道岩沼蔵王線の整備に向け、平成24年度での予算計上を検討しているようだ。質問①この路線の大幅な整備拡張と確実な整備実現のために、関係自治体と一体となり国・県に対して働きかけを強化すべきと思うが見解を問う。また整備計画の情報があれば併せて伺う。質問②東北自動車道等の無料化と工事の影響で村田ICの料金所付近の渋滞は慢性化しており、安全面からも整備の必要性を感じる。菅生パーキングのスマートIC化に向けて関係機関に働きかけを行うべきだと思うが考えを問う。

追①トンネル化事業を復興計画に位置付け、国の予算計上のため活動すべきと思うがいかかがか。追②今だからこそ菅生スマートICは岩沼蔵王線とセットで国に働きかけるタイミングと思うがいかかがか。

II 雇用と企業誘致について
本町は企業立地促進法に

より平成19年に指定地区になった。質問③県が企画している東京や大阪、名古屋での県内の自治体への企業誘致説明会の反響と現在、本町に進出を検討・計画している企業の情報を問う。

質問④本町での企業立地条例の内容は。質問⑤高齢者雇用対策としてのシルバー人材センターの設置計画など全体の見通しを問う。

追③光ブロードバンドが3月まで町内全域に整備される予定だが、本町が持つポテンシャルに加えて社会基盤・資本整備等によって地域の魅力を上げることが企業誘致に一番必要と思うが取り組みはいかがか。

追④自治体の枠を超えて企業誘致に取り組むべきでは。

追⑤企業進出を想定して地権者との意見交換の会合を持つては。追⑥シルバー人材センターの役員の報酬や費用弁償に対しての考え方を問う。追⑦公益法人制度改革の中で一般社団法人が公益社団法人どちらを目指すのか。追⑧改正高齢者雇用安定法により、定年の65歳までの延長等が義務化されたが町内の企業の状況について問う。追⑨雇用確保の観点から町内の企業の

状況を把握しておく必要があると思うが。

III 施設跡地利用について

質問⑥小学校と幼稚園の施設跡地利用で決定しているものと地元との意見交換を経て現時点での町の各施設の利活用の方向性について問う。

追⑩指定管理者制度や他の町有財産との複合的な活用など町側の意見を早急に集約して、住民にフィードバックして意見を聞く機会を。

改めて強く要望活動したい

町長答弁

質問①確実に進展を図るため改めて県・国に対し、構成市町と強く働きかけを行う。これまでの計画より一段高い位置付けとして整備されるものと捉えている。

質問②県や関係市町の道路整備計画を注視しつつ、本町の産業振興施策と財政計画を調整しながら、菅生スマートIC開設を考えていきたい。

質問③本町の名称や立地環境がわからないのが実情で、まずは町の知名度を上げるPR活動を考えている。現在、具体的に本町に進出を検討・計画中の企業はない。

質問④企業立地に対する奨励金、用地取得や雇用に対する奨励金、助成金などを検討。質問⑤準備委員会を設置し協議を重ね、各地区での説明会を開催して平成24年度事業開始を目指す。

質問⑥旧小泉幼稚園を「子育て支援センター」、旧第三小学校を「路のとう作業所」、旧第三小屋体を「村田小学校付属体育館」で、他に保管庫として活用を検討。地域との合意形成を図り、方向性を決定したい。

追①県並びに国にも強く要望していきたい。

追②国にもしっかり伝えていきたい。追③教育や医療・介護環境等も含めて全体として社会資本整備を図り魅力を上げていきたい。

追④広域的な視点で議論して地域的な課題や企業誘致に取り組みたい。

追⑤企業の相談窓口・渉外等の一元化に取り組みたい。

追⑥周辺自治体の状況を見ながら勘案していきたい。

追⑦一般社団法人というところで設立を目指す。

追⑧各企業の内部の状況なので把握しておりません。

追⑨検討していきたい。

追⑩様々な形で行政側としても検討していきたい。

ズバリ町政を問う

一般質問



不要不急の工事より生活道路の整備を！ 非常時における協働のまちづくりの仕組みは？

高橋 典久 議員

質問1

「沼辺足立幹線」の一期工事完成までの総事業費とその財源内訳を問う。

答弁

平成26年度完成目標とした場合の計画ではありますが、総事業費が約17億1千70万円、財源内訳は、国庫補助金8億2千5百万円、起債7億30万円、一般財源1億8千540万円です。

質問2

不要不急の工事（94メートル舗装）「高田関場線」より、国保税に「繰り入れ」すべきであったが、町長の今現在の見解を問う。

答弁

本質的に財源を異にするものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

質問3

町内至る所に事故がいつ起こってもおかしくないような危険な箇所がある。「主要道路」の見通しは難しいが、「生活道路」の整備は、町にやる気があればすぐにも目に見える改善をすることができると。その具体的な仕組みとして、町は毎年住民懇談会を開催し、それに先立って、区長、地区協議会、議員が、それぞれの地区において地区懇談会を

開催し「町民の声」を集約する。「地区の問題は、町の問題。町の問題は地区の問題」という認識を共有する。そうしたオープンな土俵で「町民の声」を実現していくという仕組み（協働のまちづくり）について、町長の見解を問う。

答弁

正に、議員ご指摘の通り、地域課題、問題の情報そして認識を共有することは、協働のまちづくりにおいて欠かすことのできないものであると考えております。「みんなで育てる自分たちのまち村田」実現に向け、議員にも御協力賜りますようお願い致します。

質問4

広報むらた「お知らせ版」（平成23年11月1日）の1ページには、「安全安心な町づくりのため」「防災対策として、村田町地域防災計画を改定策定し災害時の体制強化を図った」とある。災害時の給水活動を含め、具体的にどのような「体制強化を図った」のかを問う。

答弁

これは、住民自らが災害から守る「自助」地域社会がお互いを守る「共助」行政施策としての「公助」を

明確に記載し、町の全ての主体を防災組織の一員として、それぞれが役割分担された社会を目指すとした計画とさせていただき、ともすると、全計画が行政だけが防災対策を担うとする意味合いが強かったものを地域全体で災害の局面を打開し、活路を見出していく方向へ転換を図ったものであり、総括的に災害時の体制強化を図らせていただいたものと考えております。

質問5

11月1日発行の「放射線量測定結果のお知らせ」は、測定場所50箇所の「放射線量測定マップ」の作製に示されるように、内容がより充実したものとなっている。これは、放射能（原子力災害）に取り組む町当局の姿勢が半歩前進したものと評価するが、改めて「放射線量測定マップ」作製にあたっての基本的な考え方を問う。

答弁

町としては、当分の間は、これまで通り、放射線量測定を継続し、結果の公表・お知らせをしていきたいと考えております。

ご質問の、放射線量測定マップの作製につきまして

も、その必要性を感じておりますので、前回同様町内50箇所の測定を、年2回程度実施し、お知らせするよう考えております。

質問6

非常時における「復旧・復興」すなわち「村田再生」のための仕組み（協働のまちづくり）「（仮称）村田再生委員会」について、町長の見解を問う。

答弁

その仕組みにおいて、懸念されることがあるとすれば、町対策本部との機能と（仮称）村田再生委員会の機能がうまく連携し、両立していくかということであり、まして、対策を実施する主体として役割を果たすということですから、具体的な判断を下す段階において、実施主体の指揮系統の統一性が欠くことが懸念され、災害対策の効率性が極めて悪くなるということも想定されるところであります。それぞれの主体がそれぞれの役割において活動目標を一つの連携が担保できる機能があれば、検討を加える価値が大いにあります。



平成24年度予算編成について

佐藤 洋治 議員

平成24年度（来年度）の予算編成では、東日本大震災、台風15号の復旧復興事業を早急に進める必要があると思慮するところである。

また、第4次村田町長期総合計画実施の2年目にあたり、震災を踏まえた対応等により、実施計画書の事務事業の見直しが必要になつてくるものとも考えるが、次の項目について質問する。

1. 第4次村田町長期総合計画について

震災等により、第4次長期総合計画の実施計画書の見直しがなされるものか。また、その内容を問う。

町長答弁

震災からの復旧・復興を優先するため、実施計画の見直しは避けられない状況であり、既に、各事業担当課へ見直しを指示している。

今後、平成24年度当初予算編成と整合性を図りながら、3月の定例会までには議員に示せるよう作業を進めている。

2. 防災避難路拡張工事について

防災避難路拡張工事が実施計画書に示され、事業区域が村田地区となっている

が、具体的内容を問う。

町長答弁

避難所開設場所とされている村田小学校体育館南側の避難路の拡張整備を図ることであり、当該施設と中央公民館、町民体育館とを近距離で結び、地域住民の大量避難、とりわけ高齢者等の身体弱者の避難受入体制の充実を図るものである。

3. 村田小学校関連施設整備計画及び廃校の利活用について

村田小学校プール建設事業、学校給食施設建設事業、村田小学校グラウンド等の整備計画の現状と考え方について、あわせて廃校になった幼稚園、小学校の利活用のあり方を問う。

町長答弁

プール建設、校庭拡張事業を含めた一体的な周辺整備の完成目標年次を平成24年度に設定している。

学校給食施設建設事業は平成24年度に実施設計、平成25年度に建設、平成26年度からの給食提供を計画している。

廃校の利活用については、跡地利用の実現性と経費のバランスを総合的に勘案しながら検討を進める。

追質問

学校給食施設建設場所を、どのように考えているのか。

追質問 担当課長答弁

現時点では、村田小学校敷地以外の町有地を候補地として考えている。

4. 沿辺足立幹線改良工事について

都市計画街路沿辺足立幹線改良工事（第1期、第2期）の整備方法と、さらに、都市計画事業として計画決定された路線の考え方について問う。

町長答弁

第1期分は、都市計画街路事業として完成を目指し、第2期分は、用途指定や沿道利用計画が確定していない状況から、道路事業として整備を図る計画である。

また、計画決定された路線は、事業要件を具備した区間を街路事業により整備する考えである。

5. 常勤及び非常勤特別職の人件費の取扱いについて

第4次村田町長期総合計画の基本構想において、行政財政改革を徹底して推進し、最少の経費で最大の効果を挙げると示している。巨大地震、景気の低迷等社会全

体は大変厳しい状況にある。

そこで、常勤及び非常勤特別職の人件費の取扱いについて、どのように考えているものか問う。

町長答弁

常勤特別職の人件費は、政策的に特例減額を行っていたが、近隣自治体の状況を勘案しつつ、特例減額を今年8月、2期目のスタートと同時に終止符を打った。

また、非常勤特別職については、平成17年度策定の村田町行政財政改革プログラムの取組内容のとおり、平成17年4月には、各委員の費用弁償を1千7百円から1千5百円に減額し、平成21年4月には、非常勤特別職と議会議員の費用弁償を1千5百円から5百円に減額している。

追質問

東日本大震災の復旧、復興を控えながら、今年8月、2期目のスタートと同時に町長、副町長、教育長の給与特例減額に終止符を打ったとのことであるが、給与特例減額を継続した場合における一年間の削減額は。

追質問 担当課長答弁

町長、副町長、教育長あわせて一年間で約2千4百万円である。

ズバリ町政を問う

一般質問



いまこそ自治を磨くとき (第2弾) (自治・竹の内問題)

佐藤正隆 議員

9月議会に続いて「今こそ自治を磨くとき(Ⅱ)」として、一歩進めた質疑になればと思います。

①町長自身が率先して、アッチ派コッチ派を捨て、町民の真ん中に踏み出し、多くの良友を得て笑顔を交わすべき時ではないですか。

そして、竹の内事件に関わることはこの町に自治を育てることだと思おうのですが、ご同意いただけませんか。

次に宮城県が、その存在をかけて「終わったこと」にしたがっている安定産廃場「竹の内事件」に関してです。

町長・町議選前の8月2日。県の評価委員会に前後して竹の内のあり様を一步進める要件が整ったと安堵しかけたことがありました。

②竹の内地権者組合から処分場敷地を県に無償譲渡するとの申し出がなされ、評価委員会ではこれまでのモニタリングの手法を見直すべきではとの疑義が語られるなど、竹の内処分場のたずまいを正す要件が整いつつあると感じています。

これらを受ける町長自身、竹の内に解決すべき事案はいくつあると感じているの

か具体的にお聞かせください。

③地震をきっかけに、評価委員会でもモニタリングの手法を含めてその汚染拡散について見直しが行われ始め、産廃特措法の延長も話題になっているが、県の言いなりで、地元の自治を言わない竹の内には法延長による余慶も改善もありません。この際処分場に真実の灯を灯し竹の内事件の表裏を表に出す気にはなりません。

④これまで丸4年、地元選出評価委員として感じてきたことは、町によって県庁の屋上に押し上げられて、梯子を外された苦い思いばかりです。

今後は町職員から出してきた評価委員1名を町長自身が務め、県の竹の内迷走を正す役を務めること。

それが無理なら、地元委員としての私に、町長に代わってPRB工・第2期本工事の要否とその時期を問う諮問提出の権限を与えてほしいと思うがいかがですか。それなしには竹の内もこの町の自治も実らないと思っています。



ある時は隠し、見つければ「現場アタリ」のバンソウコで手当てし……想定外だと開き直って、止めようもなく何度も噴き上げる我らが竹の内の「産廃ガス汚水間歇泉」
原因を究明しようにもボーリング・コアは捨ててしまったしなあ!
(平成23年11月28日)

『みんなで育てる自分たちのまち 村田』を
目指して自治を築きます

町長答弁

①住民自治に関しては今次スタートさせた「第4次村田町長期総合計画」の中でいわゆる『みんなで育てる自分たちのまち村田』の具現化を黒子になり、けん引役になつて押し進めます。

②竹の内では、今行われている支障除去工とその検証で対策工事が終わったとは思っておりません。地域の皆さんの安心安全が確保されるまで県と協議を重ねていきます。

大きな事故になる前に地域の皆さまと一緒に処分場

の早期鎮静化に向けた対策の実施を求めています。

③平成21年2月に県に提出した要望事項を基本に据えた問題の早期解決を図り、具体的にはある程度の年次の計画や解決目標を掲げ発生ガスや有害物質の安全安心の基本ラインを検討し問題解決に向けた積極的な対応を図ることも必要だと感じています。

④町職員から出していた評価委員1名は次の委員会までに新しく選定します。

処分場周辺住民の意見を聞きながら安心安全を確保するまで県に対して意見や要望を出していきたいと思っていますのでご協力ください。



災害への対応と農業被害救済について

鈴木保博 議員

1. 河川氾濫による田面の堆積土砂等の対処について

台風15号により、新川堤防が数箇所にあたって決壊し、水田に多くの土砂が堆積した。被害は甚大であり、一個人での復旧は非常に困難である。町として今後どのように対処するのか。

町長答弁

農地等災害復旧事業（農地災）の適用を受けることは可能である。町で相談を受け付けている。しかし、これについては、測量、設計、施工について受益者負担が伴うため、個人での対応（受益者各位の判断）となっている。

なお、公共の水路等については町において適切に復旧する。

追質問

農地災の適用を受けられるとのことだが、事業費の負担割合はどのようなものか。

また、受益者負担分について、町が負担することは可能か。そのような前例はあるか。もし可能であれば、一部でも町が負担すべきと考えられるがいかか。

町長答弁

農地災の補助率は50パーセントであり、残りは受益者負担となる。

農地災の適用前例はあるが、受益者負担分については通常自己負担となっており、以前も受益者負担分は全額自己負担での適用となっている。今回も前例に倣ってお願いしたい。



新舟渡排水機場の冠水状況

2. 転作大豆への被害救済について

台風15号の際、新舟渡排水機場は燃料の備蓄がなかったことから稼働が格段に遅れ、冠水被害の増大につながった。これを踏まえたとき、転作による大豆への被害救済を町ではどのように考えているのか。

町長答弁

燃料の備蓄に関しては、9月20日に現場から燃料が残り少ない旨の連絡を受け、

直ちに手配・補充をしている。しかし、この燃料補充が通常どおりの燃料タンクの半分の量だったため、翌日の夜に使い切ってしまった。再度手配はしたが、夜間であったこと、短時間での水量増加により、この時点で既に排水機場内も冠水が始まっていたことなどから、人命を最優先し、排水機場を停止、非難措置を講じた次第である。

大豆については水稻同様農業共済制度があり、これまで集団転作団体に大豆共済掛金の一部を町の単独事業として助成をしているところである。そういうところからも、大豆も水稻同様共済対応でお願いしたい。

追質問

転作大豆は地区によっても共済対応ができていないと聞いている。その場合の町の対応は。

町長答弁

集団転作団体の共済の種類によつてはそのような場合もある。耕作の皆様の全体的な流れを見ながら対応していく。

3. 新川堤防の本復旧時期について（堤防決壊の抜本的対応について）

新川堤防は応急復旧はなされてはいるが、その後何の対応もなされていない。本復旧の時期はいつ頃になるものか問う。

また、大きな台風のたびに同様の付近が決壊している。この付近一帯の堤防の高さが他の箇所と比較して若干低くなっているのが原因ではないかと言われている。町としての抜本的対応がなされるべきと考えるが、町長の見解は。

町長答弁

河川堤防の破堤については、9月22日の被害パトロールにおいて破堤箇所を確認し、直ちに大河原土木事務所と連絡するとともに応急復旧工事を行っていたが、現在に至っている。

本復旧については、大河原土木事務所より災害査定が11月30日に終了したところであり、工事発注は年明けになる予定との連絡をうけている。

また、抜本的対応とのことだが、一級河川新川は大河原土木事務所が管理者であることから、11月7日に河川改修及び河床掘削についての要望を行ったところである。

地籍調査・普通財産の管理について

総務民生常任委員会

本町の地籍調査事業は昭和55年に調査を開始してから27年間を費やし、平成19年に地籍図及び地籍簿を法務局に登録し地籍調査事業の全部が完了した。

現地調査区域は589の字単位区域に及び、地籍調査総事業費は13億7千468万円（人件費除き）を要した。

地籍調査事業の概要は次のとおりである。

・全面積 …… 78・39²km²
 ・除外面積 …… 3・49²km²
 ・調査面積 …… 74・90²km²
 ・調査済面積 …… 74・18²km²
 ・未調査面積 …… 0・72²km²
 ・進捗率 …… 99・04%

この調査結果は、固定資産税関連事務、財産管理、農地計画や公共施設の設計、さらには土地行政全般に効果的な活用がなされている。特に固定資産税関連事務において平成20年よりその結果が反映され年間約6千5百万円の増収となっている。また今回の東日本大震災にあつては、公共施設の災害復旧に係る設計等の事務処理の迅速化に大きな成果をもたらした。

普通財産については、関係条例に基づき、未利用地の有

効活用と財源確保を図る観点から適正な価格により売却している。平成22年度は、3件の売却物件があり約1千49万7千円の収入となった。

法定外公共物（里道・水路）については村田町公共物管理条例及び規則により所管課で管理されている。

・境界立会い …… 税務課
 ・里道（赤線） …… 建設課
 ・水路（青線） …… 産業振興課

○委員会所見

本町における地籍調査の結果は、固定資産税関連事務、公共施設の設計、財産管理、農地計画等の土地行政全般に効果的な活用が図られた。

電子化に対応した管理及び利活用が容易となり、さらなる活用の高度化が期待される。

普通財産の売却は、自主財源の確保や固定資産税の増収につながっていくものであり現状の土地価格と、不動産鑑定士等の意見を聴取して適正な価格設定により速やかな土地の有効活用を積極的に進めることを要望する。

産業建設教育常任委員会

1 農業者戸別所得補償制度について

(1)米に対する助成

①米の所得補償交付金

米の生産数量目標に従って生産を行なった販売農家・集落営農に対して、自家消費米相当分として10アールを差し引いた面積に10アールあたり1万5千円を交付。

②米価変動補てん交付金

米の標準的な生産費を補償するものとして米価変動に対応するため「当年産の販売価格」が「標準的な販売価格」を下回った場合に、その差額を基に10アールあたりの単価で算定し補てんされる。

(2)水田活用の所得補償交付金

①戦略作物助成

水田を有効活用し麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の生産拡大を図るため、面積払いにより販売農家に直接交付。麦、大豆、飼料作物は10アールあたり3万5千円。米粉用米、飼料用米は10アールあたり8万円。そば、なたね、加工米は10アールあたり2万円。

②二毛作助成

10アールあたり1万5千円。
 ③耕畜連携助成
 10アールあたり1万3千円。

2 担い手の状況について

法律に基づき町の認定を受けた農業者は10月末現在27人。村田町水田農業推進協議会の技術要件に則し、作業受託を行なっている集団転作団体は6団体となっている。

○委員会所見

農業者戸別所得補償制度については、販売価格が生産費を下回っている作物を対象にその差額を国が農業者に直接交付する助成である。農業者の経営安定に資するもので、本町に1億2千万円交付される予定であり、農業者を守る有効な施策である。今後とも国は本制度の拡充を図るべきである。

日本の農業が後継者の減少により、全国的に農業生産力が落ちてしまったことの背景には、農業政策や考え方に原因があると思われる。本町の認定農業者は、前年比2人減の27人。高齢化と減少が進んでいる。本町の農業を振興するためには、担い手の育成は喫緊の課題である。町は、JAや各種団体と連携し、新規就農者の環境整備を進め、担い手の育成に努められたい。

議会日誌

- 12/ 2 全員協議会
- 12/ 8 議会運営委員会
- 12/14 第7回村田町議会定例会本会議(1日目)
- 12/15 第7回村田町議会定例会本会議(2日目)
- 12/16 第7回村田町議会定例会本会議(3日目)
- 12/19 仙南地域広域行政事務組合議会議会運営委員会・補正予算説明会・全員協議会(大河原町)
- 12/27 仙南地域広域行政事務組合議会定例会(大河原町)
仙南地方町村議会議長会南部ブロック議長会議(大河原町)
- 1/ 6 議会広報編集審査特別委員会
- 1/13 議会広報編集審査特別委員会
- 1/16 宮城県町村議会議長会監事会(仙台市)
仙南地方町村議会議長会常任委員長研修会(～17日)(蔵王町)
- 1/19 議会広報編集審査特別委員会
- 1/23 仙南地域広域行政事務組合議会議会運営委員会(大河原町)
- 1/24 宮城県町村議会議長会議員講座(仙台市)
- 1/26 村田小学校6年生議会体験
宮城県後期高齢者医療広域連合議会全員協議会(仙台市)
- 1/30 大河原町外1市2町保健医療組合議会議会運営委員会・臨時会(大河原町)
- 1/31 仙南地域広域行政事務組合議会臨時会・全員協議会(大河原町)



村田町議会議員一同

※公職選挙法により、政治家(候補予定者含む)は、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状など時候の挨拶状を出すことが禁止されております。

次の定例会は 3月5日より開会予定です

本会議の様子をインターネットによる
ライブ中継にて配信します。

村田町ホームページアドレス(下記)より
<http://www.town.murata.miyagi.jp/>
コンテンツ「議会」から「議会中継」へ
アクセスして下さい。

本会議の日程については、決定したい町ホームページの
「本会議開催予定表」で詳しくお知らせしています。

議会を傍聴しませんか

議会は誰でも傍聴できます〔定員22人〕

詳しくは議会事務局まで TEL83-6410

編集後記

多くの町民と共に「町民憲章」を唱和しました。その第3カ条は「自然と文化を愛し、教養を高め、道義の町をつくります」とあります。

■「道義の町」をつくるべく、議会には、100%「情報公開」し、町民と共に「道義ある町政」を実現する使命があります。

■そのためには、議員はもちろん、町民一人ひとりが「教養を高め」村田の「自然と文化」を愛する心を養わねばなりません。

議会広報編集審査特別委員会

委員 高橋 典久

発行・編集責任者
議長 斎藤万之丞
議会広報編集審査
特別委員会

委員 長 太田 初美
副委員 長 高橋 典久
委員 員 高橋 保博
委員 員 鈴木 実夫
委員 員 遠藤 道夫
委員 員 斎藤

■3・11大震災以前と以後とでは、「世界は変わった」と言われています。私たちは、心を新しくしてこの現実立ち向かわねばなりません。

■「新春顔合わせ会」において